

こまき巡回バス運行事業概要

(総則)

第1条 小牧市（以下「市」という。）は、こまき巡回バス運行事業者選定プロポーザルにおいて技術的に最適な者として特定したもの（以下「運行事業者」という。）と、こまき巡回バス運行事業に関する要綱（平成27年3月31日26小都第2076号。以下「要綱」という。）第2条に規定する協定（以下「協定」という。）を締結し、こまき巡回バス（以下「巡回バス」という。）の運行事業（以下「運行事業」という。）を実施させるものとする。

2 運行事業者は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に規定する一般旅客自動車運送事業の許可（同法第3条第1項イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業に限る。）を受けて令和8年4月1日から令和13年3月31日まで路線定期運行による運行事業を行うものとする。

(巡回バスの運行日)

第2条 巡回バスの運行日は、年末年始（12月31日から翌年の1月3日まで）を除く日とする。

(運行路線等)

第3条 運行事業者が運行する路線は、次のとおりとする。なお、各路線の運行ルートは別紙1のとおりとするが、停留所の具体的な設置位置は市と運行事業者で協議の上決定するものとする。

路線番号・名称	路線延長	起点・終点	運行時間帯・運行便数	運行車両
1 藤島市之久田線	15.3km (一往復)	小牧駅	6時台～19時台 10便	車両A 1台
2 市之久田藤島線	15.3km (一往復)	小牧駅	6時台～19時台 10便	車両A 1台
3 河内屋線	17.8km (一往復)	小牧駅	6時台～19時台 9便	車両A 1台
4 桃花台線	22.7km (一往復)	小牧市民病院 桃花台センター上	6時台～19時台 9便	車両A 2台
5 野口大山線	25.1km (一往復)	味岡駅 桃花台センター上	6時台～19時台 9便	

6 岩崎線	15.0km (一往復)	小牧駅 味岡駅	6時台～19時台 10便	車両A 1台
7 文津線	16.0km (一往復)	小牧市役所 味岡駅	7時台～19時台 9便	車両A 1台
8 味岡桃花台線	21.0km (一往復)	小牧市民病院 桃花台センター上	7時台～20時台 10便	車両A 1台
11 舟津三ツ渕北線	14.0km (一往復)	小牧駅	7時台～18時台 8便(左右4便ずつ)	車両B 1台
12 小牧原線	5.5km (一往復)	小牧市民病院	7時台～18時台 6便	車両B 1台
13 村中線	13.8km (一往復)	小牧市民病院	7時台～18時台 6便	
14 春日寺線	18.4km (一往復)	小牧市民病院	7時台～18時台 8便	車両B 1台
15 多気線	23.5km (一往復)	小牧駅	7時台～18時台 7便	車両B 1台
16 味岡北部線	14.1km (一往復)	味岡駅	7時台～18時台 10便(左右5便ずつ)	車両B 1台
17 篠岡光ヶ丘線	11.7km (一往復)	桃花台センター上	6時台～17時台 7便	車両B 1台
18 城山大草線	14.5km (一往復)	桃花台センター上	6時台～17時台 8便	
19 池之内上末線	8.3km (一往復)	桃花台センター上	6時台～18時台 7便	車両B 1台
20 高根線	7.9km (一往復)	桃花台センター上	6時台～18時台 7便	

2 運行車両の待機場所は、小牧駅東バスターミナル内、小牧市民病院南ロータリー内、味岡駅東ロータリー内、小牧勤労センター駐車場内、エコハウス小牧敷地内を基本とする。

3 運行経路の折り返し運行のため、小牧市役所第3市民駐車場又は史跡小牧山バス専用駐車場を使用することができるものとする。

4 運行事業者は、前3項を参考に運行ダイヤ案を作成し、市と協議を行

うものとする。

- 5 停留所は、市が用意する停留所を使用するものとする。
- 6 停留所の作成、設置、維持管理は市が行うものとする。なお、運行事業者は、停留所が倒れるなど停留所の異常を発見した場合は、速やかに市へ報告するものとする。
- 7 運行事業者は、路線ごとに停留所間の距離及び路線の累計距離を市に電子データとして提出するものとする。
- 8 市が実施する自動運転実証調査事業や利用状況等により事業期間内に運行路線や停留所、運行ダイヤの見直しを行う場合がある。この場合も運行事業者が対応できるようにすること。
- 9 巡回バスの運行は、原則としてワンマン運転とする。

(運行車両)

第4条 運行車両は、予備車両を含め運行事業者が調達すること。

- 2 運行車両の調達、維持管理及びそれに伴い発生する一切の費用は、運行事業者が負担するものとする。
- 3 運行車両は、路線定期運行に係る関係法令等の各種基準に適合する仕様とすること。
- 4 運行車両は、ノンステップバスとする。また、第3条第1項に規定する車両Aは、運転手を除く乗車定員が28人以上、車両Bは、運転手を除く乗車定員が15人以上30人以下の車両とする。なお、車両Aには市と協議のうえ、運行事業期間内に環境配慮型車両を数台調達し、運行を行うこと。
- 5 運行事業者は、運行車両の車内に料金箱を設置するものとする。
- 6 運行事業者は、系統及び停留所のデジタル方向幕並びに車内及び車外の音声案内を作成し、運行車両に実装すること。
- 7 運行事業者は、市が支給するデザインをもとに運行車両(予備車両を除く)に全面ラッピングを施工すること。
- 8 運行車両は、市が用意する掲示物を掲示可能なものとする。
- 9 運行事業者は、安全管理のため運行車両にドライブレコーダー(前後左右、車内)を設置し、管理するものとする。
- 10 運行事業者は、営業所と運転手が常に連絡をとれるよう運行車両に無線機等を備えるものとする。
- 11 予備車両は、あらかじめ市の承認を受けた車両を使用するものとする。

る。

- 12 運行事業者は、予備車両で運行を行おうとする場合、車体に巡回バスの予備車両である旨を表示するものとする。
- 13 運行車両の保管場所は、運行事業者が用意すること。
- 14 運行事業者は、運行車両を常に最良の状態を保持するため、法定及び日常的な整備・点検を行うこと。また、運行車両を常に清潔かつ綺麗な状態に保つこと。

(利用料の収納)

第5条 運行事業者は、巡回バスを利用する者（以下「利用者」という。）から要綱第4条第2項に規定する巡回バスの利用に係る料金（以下「料金」という。）を収納するものとする。

- 2 料金の収納方法は、現金及び要綱第5条に規定する巡回バス回数券（以下「回数券」という。）とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、運行事業者は、利用者が巡回バスに乗車の際、次の各号に掲げる行為をした場合は、料金を収納しない。
 - (1) 未就学児又は満65歳以上又は次号の利用者の付き添いと乗務員に申し出た場合
 - (2) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を提示した場合
 - (3) ピーチバス（あおい交通株式会社の運行する小牧駅・桃花台ニュータウン間を運行する路線バス）の定期券を掲示した場合
 - (4) 小牧市内を起終点とする区間の名鉄バスの定期券を提示した場合
 - (5) 巡回バス乗継券（以下「乗継券」という。）を提出した場合
 - (6) ウォーキングアプリalko内で配信されるalkoカードを提示した場合
 - (7) こまき多世代交流プラザが交付するこまきこども未来館フリーパスを提示した場合
 - (8) 小牧市子育て世代包括支援センターが交付するマタニティフリーパスを提示した場合
 - (9) 次条に規定する利用券を掲示した場合（利用券の発行日に限る。）
 - (10) 巡回バスの公用フリーパスを提示した場合
- 4 運行事業者は、適正な収納事務に努め、市が定期的を実施する監査に応じなければならない。

5 市は、キャッシュレス決済の導入など料金の収納方法を変更する場合は、運行事業者と協議を行うものとする。

(巡回バス利用券の発行)

第6条 運行事業者は、利用者の利用料の納付を確認した際は、利用者に発行の日を記載した巡回バスの利用券(以下「利用券」という。)を発行するものとする。

(巡回バス回数券の販売)

第7条 運行事業者は、巡回バスの車内において回数券を販売するものとする。

2 運行事業者は、利用者が巡回バスに乗車の際、回数券を掲示した場合は、利用券を発行するものとする。

(利用券等の作成)

第8条 利用券、回数券及び乗継券(以下「利用券等」という。)は、市が作成し、予め運行事業者に預けるものとする。

2 運行事業者は利用券等の残数管理をするものとする。

(有料広告の掲載)

第9条 運行事業者は、市の運行負担金削減に協力するため、巡回バスを活用した有料広告掲載事業を行うものとする。

2 広告掲載及び出稿に関する基準、規格等は運行事業者が市と協議のうえ定めるものとする。

3 広告料は市と運行事業者が協議のうえ、決定するものとする。ただし、市が公益上その他特別の事由があると認めるときは、運行事業者に広告料の減免を求めることができる。

4 運行事業者は、市の審査を経て広告掲載が決定された場合は、広告の掲載を申し出た者より広告料を収納するものとする。

5 運行事業者は、巡回バスの運行上、掲載した広告を毀損した場合は、速やかに市に報告するとともに、運行事業者の負担で復旧しなければならない。

6 掲載及び出稿中の広告に関する保守は、運行事業者の負担において行うものとする。

(車内掲示物)

第10条 第4条第8項に規定する掲示物の掲示、撤去及び処分は運行事業者が責任をもって行うこととし、これらに係る費用については運行事

業者の負担とする。

(運行情報の提供)

第11条 運行事業者は、運行車両の位置情報を収集し、停留所の発車時刻や遅延状況等の運行情報をインターネット上で提供するシステムを構築し、ホームページ等で利用者に提供するものとする。

2 運行事業者は、小牧市民病院1階ロビーに設置されたデジタルサイネージを活用し、運行情報を利用者に提供するものとする。

(会議等への協力)

第12条 市は、地域公共交通会議や地域公共交通運賃料金協議会等の会議における説明員として、運行事業者に対して出席を求めることができるものとする。

2 運行事業者は、市が実施する公共交通利用促進啓発活動等に協力すること。

(乗務員の選任)

第13条 運行事業者は、厚生労働省の「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に基づき、運行事業に必要な乗務員を確保すること。

2 乗務員は心身ともに健康な者とし、関係法令を遵守し安全運転に努めること。

3 乗務員は、利用者に対して誠意をもって対応すること。高齢者や障がい者等の利用者が乗降する際は、必要に応じて介助や補助など、適宜必要な支援を行うこと。

4 運行事業者は、運行開始前及び定期的に乗務員の研修及び訓練を行うこと。

(事故の責任及び報告)

第14条 運行事業者は、市に起因するものを除き、事故等に関する業務遂行上の一切の責任を負い、一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款の定めにより、これを賠償する。

2 前項により運行事業者が行った処理内容等は、速やかに書面をもって市に報告するものとする。

(運行変更に係る利用者への周知)

第15条 運行事業者は、イベント、工事等による運行の変更が必要な場合、市と協議のうえ、運行車両の車内、停留所等に運行の変更の旨を記載した貼り紙等を掲示し、利用者に周知するものとする。また、周知期

間が過ぎた掲示物については、運行事業者が速やかに撤去するものとする。

(苦情等への対応及び報告)

第16条 運行事業者は、巡回バスの運行に関する苦情があった場合、責任を持って対応し、その内容、経過及び措置について速やかに市に報告するものとする。

2 運行事業者は、運行車両の忘れ物について適切に対応すること。

(運行条件の変更)

第17条 天候その他やむをえない事由により運行の変更及び運行の休止をする場合は、市と運行事業者で協議の上、決定するものとする。なお、これに伴う違約金について、市及び運行事業者は互いに請求しないものとする。

(運行事業の報告)

第18条 運行事業者は、毎月の運行終了後、「運行日数」「乗車人数(路線別、日別)」「運行経費」「料金収入(料金種別の内訳を含む。)」 「広告料収入」を記載した報告書を作成し、翌月10日までに市に提出するものとする。なお、毎年3月分の報告書は3月31日に提出するものとする。

2 前項の広告料収入は、毎年上半期分を9月末日、下半期分を3月末日に、それぞれの期間について集計し、その根拠となる広告掲載状況とともに示すものとする。

3 運行事業は、第1項の報告に基づき市が行う検査に合格したときをもって当該検査に合格した部分に係る履行を完了したものとする。

(負担金及び支払い)

第19条 市は、運行経費から料金及び広告料(以下「料金収入等」という。)を差し引いた金額を運行負担金(以下「負担金」という。)として運行事業者を支払うものとする。

2 前項の広告料は、第9条第4項にて収納した広告料から消費税分を除いた額に50%を乗じた金額とする。

3 前項の広告料に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。

4 負担金の支払いは、毎月払いとし、前条第3項の検査に合格後、運行事業者からの適法な支払請求書を受領した日から30日以内に負担金を

支払うものとする。

4 前項の支払請求は、運行経費の総額を事業期間の総運行日数で除した額に当該報告月における運行日数を乗じた金額を請求するものとする。

5 市又は運行事業者は、特別な要因により日本国内における燃料の価格に著しい変動が生じたときは、運行経費の変更を求めることができる。

(その他)

第20条 運行事業者は、運行事業の実施にあたり許認可に係る証書の写し、運行管理者・補助者選任(解任)に係る書類の写し、事故及び苦情等の処理体制を示した書類等発注者が指定する書類を市に提出するものとする。

2 本概要に定めのない事項及び本概要の内容の解釈に疑義が生じた場合は、双方協議によりこれを定めるものとする。